

憲法OBA MJ 連載の現在いま

《 憲法問題特別委員会だより 》

第83回

憲法市民講座 9条連続学習会(第6回)

「安保法制における集団的自衛権行使と国連「平和活動」への積極的参加
～国連憲章の武力行使禁止原則と集団的安全保障の観点から～」報告

憲法問題特別委員会 委員 武村 二三夫

○ はじめに

憲法問題特別委員会では市民を対象とした学習会を開催している。現在は9条連続学習会を銘打ち、第6回目として、国際法に焦点を当て「安保法制における集団的自衛権行使と国連「平和活動」への積極的参加～国連憲章の武力行使禁止原則と集団的安全保障の観点から～」との演題で松井芳郎名古屋大学名誉教授の講演があった。

多くの重要な事項が短時間の講演で語られた。筆者には正確に理解できたかどうか疑問が残るが、以下筆者の理解した内容ということで紹介したい。

○ 戦争/武力行使の違法化の進展

伝統的国際法では戦争は自由とされていたが、幅広い平和運動が背景となり戦争の違法化が進み、1600万人の戦死者があったとされる第1次大戦を経て、1928年不戦条約によって戦争が禁止された。しかし自衛権は例外とされ、侵略戦争が禁止されたと理解された。この自衛権とは何かの議論が進み、法的にも大事な問題だが、内容が詰められたものではなかった。1945年成立した国連憲章第2条4項では、戦争の禁止ではなく、武力行使と武力による威嚇の禁止が定められた。従来自衛権は「急迫不正の侵害」に対するものとされていたが、これが「武力攻撃」に対するものとされた。武力攻撃は武力行使の規模の大きいものとされ、自衛権を制約しようという姿勢がみられる。国連憲章第7章は、集団安全保障を定め、自衛権は集団安全保障による措置が取られるまでの間のみ認められるとしたが、実際には集団安全保障はあまり機能せず、平和維持活動が登場することになった。

○ 冷戦終結後の武力行使禁止原則と集団安全保障の変容

大国とその同盟による一方的武力行使がみられる。2001年のアフガン戦争ではテロ集団とそれを「かくまう」国に対して自衛の主張がなされた。2003年のイラク戦争では、先制的自衛をこえて、予防的自衛による武力攻撃がなされた。このように「ならず者国家」に対して、武力によって「体制変更」がなされた。その結果は必ずしも成功しておらず、今もなお自力では平和が維持できない国家となっている。また「人道的干涉」は大国の軍事介入の理由として用いられる危険があるところ、さらに他国の介入を正当化する「保護する責任」の議論がなされている。

国連憲章の想定する国連軍は組織されず、第7章の権限の委任規定はないが、多国籍軍に対する武力行使の許可という形で委任が認められるようになった。平和維持活動は、第1世代の停戦監視にとどまらず、紛争の予防、平和の創造、紛争後の平和構築という全過程を対象とし、維持すべき平和が存在しない場所への派遣もなされた。第7章の権限を付与により、積極的に武力を行使する「強力な」平和維持活動に変容しかねない。

○ 安保法制下での自衛権行使の機会の増大

このように自衛権については、先制的自衛の主張がなされ、さらに予防戦争が自衛としてなされるなど、自衛権の拡大がなされようとしている。また国連憲章の自衛権は武力攻撃がなされることが要件だが、安保法制では、武力攻撃にいたらぬ武力の行使に対して自衛権の行使が可能とされる（マイナーな自衛権）。在外自国民の生命・財産保

護のための自衛については、1983年のアメリカ他によるグレナダ侵攻など、大国による武力介入の口実としてしばしば用いられてきた。我が国がこれを理由として自衛権を行使できるかについて、政府は、相手国の同意もないときは難しいと答えているが、できないとは言っていない。

「存立危機事態」の防衛出動が認められ、自衛を根拠とする武力行使の機会が大幅に拡大する。アメリカは予防的自衛まで主張している。そのアメリカから自衛ということでは要請があった場合日本は断れないのではないかと「歯止め」が必要である。

○ 安保法制下での「国連平和活動」への参加

第2世代型平和維持活動への参加が、「任務遂行型」の武器使用の容認によってなされる。南スーダンでは、数百人が施設部隊として派遣された。今後日本はどのような国連平和維持活動に参加していくのか、注視しなければならない。

国連の安全保障理事会の決議がなくても、多国籍軍等への協力が、協力支援活動、搜索救助活動、船舶検査活動とともになされる。重要影響事態安全確保法にお

ける対米軍協力なども含めて、外国軍の「武力行使との一体化」は避けられるのであろうか。

○ 日本国憲法の「初心」に帰る

安保法制によって安保体制は軍事同盟として完結し、NATOとともに「戦う同盟」になった。核兵器禁止条約について、唯一の被爆国である日本が背を向けている。核抑止論による呪縛をどのようにして打破するのか。また、北朝鮮問題では、北朝鮮の非核化や朝鮮半島の非核化が取上げられている。合わせて核拡散防止条約のもと、核兵器を持った国は条約上の義務である誠実に核を縮小する努力をしていないことも考慮されるべきである。日本の憲法の「初心」にもどった取組が必要である。

○ 終わりに

憲法第9条が、国際法の戦争の違法化の進展の中に位置付けられることは意義深い。武力行使禁止の原則に対する例外として限定されるべき自衛権あるいは集団的自衛権が拡大解釈される危険が示された。安保法制により日米安保体制が「戦う同盟」となった、ということは強く意識されるべきであろう。